理容所・美容所開設届時の添付書類

	原本提示(写しを1部提出) 理(美)容所で働く予定の理(美)容師全員について必要です
	原本提示(写しを1部提出) 理(美)容師が1人しかいない場合は必要ありません
	結核及び皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関するもの 理(美)容師全員について必要です
施設の平面図	・各設備の状況が把握できるもの ・出入り口・窓・鏡・作業いす・消毒設備・待合い・トイレ、流水式手洗い装置、更衣室、洗髪器(設置した場合)の配置がわかるもの・おおよその寸法(内寸)が記入されているもの ・各備品が記入されているもの(消毒設備、消毒済・未消毒トレイ等、ふた付きのゴミ箱と毛髪箱、及び救急箱)
付近の見取図	周囲のおおむね200m区域内の施設等が確認できるもの
登記事項証明書	原本提示(写しを1部提出) 開設者が法人の場合のみ